

# 相続手続き

## ～ 遺言について 3 ～

**Q.** 父が亡くなり、書斎から自筆証書遺言が見つかりました。ところが、相続手続きを進めていく際に、銀行の貸金庫から公正証書遺言も発見しました。自筆証書遺言と後から見つかった公正証書遺言に記載されている内容が同じでなかったため、困惑しています。自筆証書遺言は家庭裁判所での検認も済ませ、それをもとに相続財産について家族で話し合いを進めていこうという時だったので、どうして良いかわかりません。

**A.** 遺言書はいつでも変更や撤回をすることができます。自筆証書遺言は破棄することで全内容が撤回になりますが、一部の変更は遺言の書き直しが必要になります。また、公正証書遺言は手持ちの公正証書遺言を破棄しても、公証人役場に原本が保管してありますので撤回にはなりません。このため、公正証書遺言の撤回や変更はいずれの場合でも、書き直しが必要になります。

以上のことから遺言書は2通（以上）になるケースは少なくありません。他にも2通（以上）遺言書を残される理由がいくつかありますが、相続人ごと、財産ごとに書く場合なども複数の遺言書が残されることになるでしょう。遺言書が複数ある場合は、最初に記載の日付を確認してください。遺言書は日付の新しいものが優先されて効力があるとされています（それぞれ必要事項が記載された遺言書であることが条件です）。これは自筆証書、公正証書等遺言の種類が違っていても同じです。公正証書遺言が先に書かれていたとしても自筆証書遺言で撤回すること

が可能です。また、遺言の内容の一部だけが違う場合はその部分だけが新しい日付の遺言に変更したとみなされます。ですから前に書かれた遺言書が全て無効になる訳でもないのです。

今回の場合は両方の遺言書の記載されている日付を確認し、内容に抵触している部分は新しい日付の遺言のものを有効として、それ以外は両方が有効とお考え頂いて良いと思います。

では、同じ日付の遺言書でしたらどうでしょうか？ 裁判などでは、書かれた方の普段の生活パターンなどから書かれたと思われる時間なども考慮される判例がありますが、一般的には「両方無効」とされる考え方が多いようです。ただ、遺言はあくまでも亡くなられた方の最終意思であり、万が一、遺産争いになった場合の法定相続分には対抗できますが、その一方で、相続人全員でのお話し合い（分割協議）によって、相続人全員がご納得の上での分割協議書の作成になれば、遺言書に従わず分割協議書通りに遺産分割をすることができます。